

入札金額積算内訳書の作成について

入札時における積算内訳書(以下「内訳書」という。)を、作成する場合の注意事項を下記に記載しましたので参考としてください。なお、内訳書に不備等がある場合には、入札に参加できませんのでご注意ください。

1 対象工事等

次の競争入札に参加する場合

- (1) 130 万以上の建設工事
- (2) 50 万以上の測量・コンサルタント等業務委託
- (3) その他（積算内訳書の提出を求めた入札案件）

2 積算内訳書の作成方法

- (1) 内訳書には、工事（委託）名、入札者の商号若しくは名称、代表者の職氏名を記載し、入札参加資格申請時に届けている使用印鑑を押印してください。
- (2) 工事（委託）等の内訳書の作成については、内訳書の記載例を参考に作成してください。
- (3) 建設工事については、社会保険料等の法定福利費を記載してください。
(積算内訳書記載例参照) 事業者が負担する社会保険料等の法定福利費を記載してください。
- (4) 積算内訳書の様式は、町のホームページよりダウンロードしてください。

利根町ホームページ→業者の方→様式→入札関係様式

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page002174.html>

3 内訳書の提出にあたっての注意事項

- (1) 内訳書は、入札参加者が自ら積算したものであること。
- (2) 内訳書は、入札書と一緒に同封し提出してください。
- (3) 内訳書の未提出又は未記入等の場合は、入札を無効とします。
- (4) 内訳書の合計金額（消費税抜き）と入札金額は一致させてください。大幅に相違する場合は入札を無効とします。
- (5) 内訳書の提出にあたっては、計算誤り又は記載誤り等内訳書に欠落等がないか必ず確認してから提出してください。
- (6) 内訳書の合計金額を算出するにあたり、値引きと表示し、入札金額と一致させているものは無効とします。ただし、工事（委託）価格計を算出後、1万円未満の端数調整・処理をするのは有効とします。
- (7) 提出された内訳書の積算が、他社と同一の内訳書が見受けられた場合は、双方から事情聴取を行い、場合によってはその入札を無効とします。
- (8) 談合等があると疑うに足りる事実があった場合は、公正取引委員会に通知します。

4 その他

- (1) 提出された内訳書は、返却いたしません。
- (2) その他不明な事項につきましては、下記にお問い合わせください。

問い合わせ

利根町役場 財政課 契約検査係

TEL 0297-68-2211 内352

FAX 0297-68-7990